社会進出を後押し

就職準備や自立への道　障害者就業・生活支援センター

「働く」思い実現へ助言

「支援した人が就労し、生き生きとした姿を見ることがやりがい」と話す加藤健史さん＝多治見市小泉町、東濃障がい者就業・生活支援センターサテライトt

県障がい者総合就労支援センターにも入居している障害者就業・生活支援センターは、障がい者の身近な地域で就業、生活の両面を一体的に支援していくため、全国に336カ所（21年4月1日現在）、県内に6カ所設置されている。同センターの支援員が、ハローワークや面接の同行などを通じて雇用までの道のりをサポート。雇用後も定期的に職場へ足を運び、障がい者と企業の双方をフォローして定着につなげる。

県内の各障害者就業・生活支援センターが主導する「障がい者チャレンジトレーニング事業」は、雇用契約を結ぶ前に、障がい者が原則10日以内の職場体験実習を行う県独自の制度。企業にとっては、実習生の特性や必要な支援などを、実習を通して把握できるため、雇用後のトラブルを防ぐことができる。実習生1人に対し、1日あたり事業主には謝金、実習生には手当千円が支払われる。20年度の同事業の実施件数は県全域で263人、就労につながったのは52・1％。

また県は、精神障がいのある求職者の相談件数が増加していることを踏まえ精神保健福祉士の資格を持つ専門の支援員を「精神障がい者就労支援ワーカー」として各センターに1人配置。初回の相談から雇用、定着支援まで一貫して担当する。トレーニング実習前には通院先に同行し、主治医との情報交換も行う。

法定雇用率未達成の企業への呼びかけやハローワークとの連携は、県が配置した雇用開拓員が担う。対象地域の特別支援学校とも協力し、卒業生の定着支援を受け継いでいる。

東濃エリアを受け持つ「東濃障がい者就業・生活支援センターサテライトt」（多治見市小泉町）で主任職場定着支援担当として働く加藤健史さんは「地域の障がい者就労を支える機関。適性を見極めてそれを生かせば、障がい者も戦力として社会に貢献できる。少子化などで人手不足の企業も増えているので、障がい者が活躍できるよう、サポートしていきたい」と話す。

県内6カ所の障害者就業・生活支援センターは連絡協議会を組織して定期的に情報交換をしており、県障がい者総合就労支援センターとも連携。希望者がいれば、県立障がい者職業能力開発校への紹介なども行う。

東濃障がい者就業・生活支援センターサテライトtがある東濃障がい者総合支援センターの外観＝同

職業訓練校併設　即戦力へ技能に磨き

県障がい者総合就労支援センター

「働きたい」という気持ちを持つ障がい者。人手不足の解消や誰もが働きやすい職場づくりの進展、そして障害者雇用促進法の法定雇用率の達成などさまざまな理由から、障がい者雇用に力を入れたいと考えている企業。この両者をより良い形で結び付けるため、県障がい者総合就労支援センター（岐阜市学園町）では、障がい者側、企業側の双方の立場に合わせたさまざまなサポートを行っている。今回は、そんな県障がい者総合就労支援センターを始めとする県の障がい者雇用に関わる機関の紹介と、すでに障がい者雇用が進んでいる企業3社の取り組みを通して、障がい者雇用について考えていく。

就労を目指す障がい者の相談に応じて、職業訓練や企業の紹介、就職後の職場定着までをワンストップで支援する県障がい者総合就労支援センター。センターの1階には、障がい者雇用を検討する企業をサポートする「県障がい者雇用企業支援センター」と、県内に6カ所ある障害者就業・生活支援センターの一つ「清流障がい者就業・生活支援センターふなぶせ」、障がい者の企業への就職をあっせんする「県立ハローワーク」がある。障がい者専門のハローワークは県内で唯一。

2階には障がい者のための職業訓練校「県立障がい者職業能力開発校」があり、学科は一般事務や介護・清掃補助、販売補助などを習得する基礎実務科と、パソコン操作や簿記を学ぶOAビジネス科、ホームページ制作や印刷物のデザイン制作を学ぶWebデザイン科の三つ。各科の定員は10人で、訓練生は1年間かけ、企業などに採用された際に即戦力となれるよう、実習を交えながら専門性を磨いていく。3階には男女計10人まで入舎できる寄宿舎を併設する。

同施設の利点は、障がい者の雇用を検討する企業と就労を目指す障がい者をワンストップでつなぐことができる点。実際にあった例として、ある企業から「障がいを持つ従業員に欠員が出たため補充したい」と県障がい者雇用企業支援センターに相談があり、県立障がい者職業能力開発校の訓練生数人に向けて同企業の説明会を開催。興味を示した訓練生が職場実習を行い、県立ハローワークを通じて採用に結び付いた。その後の定着支援は、清流障がい者就業・生活支援センターふなぶせが担っている。

同センターの桑原秀幸所長は「施設内で連携がしっかりしているので、企業も障がい者も、ここへ相談すれば適切な窓口を案内できる。1人でも多くの障がい者が自分に合った職場を見つけて活躍できるよう、サポートしている」と話す。

昨年3月より、国が定める法定雇用率が2・2％から2・3％に引き上げられた。また雇用義務のある事業主は、従業員数45・5人以上から43・5人以上に拡大。企業は社会的責任を果たすためにも、より一層障がい者雇用に取り組むことが求められている。

厚生労働省が発表した昨年6月1日現在の県内の民間企業の障がい者雇用数は6928・5人で、前年より310・5人増加した。実雇用率は2・25％（前年2・17％）で法定雇用率を若干下回るものの、障がい者雇用数、実雇用率は過去最高を更新。法定雇用率達成企業の割合は54・8％（前年54・5％）と全国的に低下する中で微増した。県労働雇用課の佐藤優子障がい者就労推進監は「現場の努力のたまもの。センターを核にサポートを一層強化したい」と話す。

桑原所長は「法定雇用率未達成の企業や、まだ障がい者を一度も雇用したことのない企業の力になれる体制が整っている。職業能力開発校への見学などを通じて訓練生の技術を見ていただくことも可能。同センターを活用して不安を減らし、雇用につなげてもらいたい」と期待を話している。

県立障がい者職業能力開発校で、動画を通して清掃作業を学ぶ受講生ら＝岐阜市学園町、県障がい者総合就労支援センター

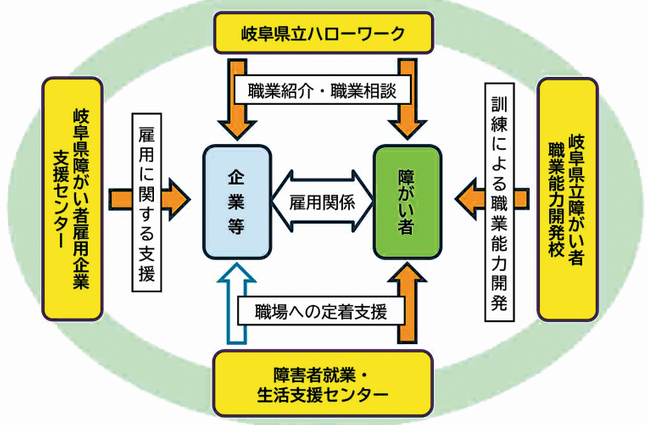

県障がい者総合就労支援センターが行う就労支援のイメージ図

雇用と就労 ワンストップ支援

求職者情報を集約　企業とマッチング

県が支援事業

県障がい者雇用企業支援センターは、障がい者雇用を検討する企業がハローワークに求人を出す前に、周辺地域に在住する求職者の具体的な情報を把握し、適切な雇用につなげるための「地域求職者マッチング支援事業」をスタートした。各地域の就労支援機関などが、求職者のスキルや必要な配慮などの情報を、個人を特定する情報を伏せた上で同センターに提供。同事業に登録した企業とマッチングを行う。企業は具体的な雇用のイメージができ、それに沿った求人を出すことができる。就職率の向上だけでなく、定着も期待できる。

同センター業務統括の五味政也さんは「障がい者雇用の前例がない企業にとって、いきなり求人を出すのは難しい。登録してから専門スタッフとともにじっくりと考えることができるので、障がい者雇用に不安を抱える企業の背中を押せたら」と話している。

同事業は参加登録が必要。QRから申し込む。問い合わせは県障がい者雇用企業支援センター（県障がい者総合就労支援センター内）、電話058（215）0582。

雇用側　求職側

障がい者雇用　企業の採用担当者ら対象　県が18日から「研修」

ノウハウ習得

県障がい者雇用企業支援センターは、県内の企業や行政機関の採用担当者らを対象に、障がい者が職場に定着し活躍するための知識やノウハウを習得する「障がい者職場活躍ナビゲーター養成研修」（県版ジョブコーチ養成研修）を今月18日から開催する。

ビデオ会議システム「Zoom（ズーム）」を活用したオンライン研修を3日間、県に認められた障がい者雇用優良取組事業所への見学実習を別日に実施。厚労省が主催する「職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業」の内容に準じている。

研修代表講師の眞保智子法政大学教授は「岐阜県主催であるこの研修は、精神障がい、発達障がいのある方が障がい者雇用の中核となりつつある現状や、地域の実情とニーズを踏まえ、企業が取り組みやすいように工夫されたプログラムとなっている」としている。

詳細・問い合わせは県障がい者雇用企業支援センター（県障がい者総合就労支援センター内）、電話058（215）0582。